

○善通寺市立図書館条例施行規則

平成20年3月31日教育委員会規則第2号

改正

平成23年4月1日教委規則第2号

善通寺市立図書館条例施行規則

善通寺市立図書館条例施行規則（平成10年善通寺市教育委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、善通寺市立図書館条例（平成19年善通寺市条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（職員）

第1条の2 図書館に庶務係及び整理係を置く。

2 前項の各係の分掌事務は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 図書館協議会に関すること。
- (2) 図書館資料の管理運用、統計及び記録に関すること。
- (3) 文書の收受、送達その他管理に関すること。
- (4) 館内庶務に関すること。

整理係

- (1) 図書館奉仕活動の調査、研究及び実施に関すること。
- (2) 図書館資料の選択、購入、整理及び登録に関すること。
- (3) 図書館資料原簿の保管に関すること。

（使用者の義務）

第2条 使用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で、図書館資料（図書館法（昭和25年法律第118号）第3条の規定に該当するもの。以下「資料」という。）を利用しないこと。
- (2) 高声の談話、放歌等他の使用者に迷惑をかける行為をしないこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (4) 施設、設備等の保全に努めること。
- (5) 教育委員会の指示に従うこと。

（閲覧室）

第3条 図書館に閲覧室を設け、必要な資料を置いて一般の利用に供する。

（個人貸出しの要件）

第4条 個人で資料の館外貸出し（以下「貸出し」という。）を受けられる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に勤務場所のある者
- (3) 市内の学校に在学する者
- (4) その他教育委員会が適当と認めた者

2 前項の規定に該当しなくなったときは、貸出しを受ける資格を失う。

（個人貸出しの手続）

第5条 個人で資料の貸出しを受けようとする者は、図書利用カード（第1号様式。以下「利用カード」という。）を、教育委員会に提出しなければならない。

2 利用カードの交付を受けようとする者は、身分を証明する書類を提示し、利用カード申込書（第2号様式。以下「申込書」という。）に所定の事項を記入して、教育委員会に提出しなければならない。

（記載事項の変更）

第6条 申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（利用カードの汚損等）

第7条 利用カードの汚損、紛失又は盗難にあったときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

らない。

(利用カードの貸与又は譲渡の禁止)

第8条 利用カードを他人に貸与又は譲渡してはならない。

(虚偽記載等)

第9条 申込書に虚偽の事項を記入し、又は利用カードを改ざんして不正に使用したときは、その利用カードは無効とし、再び利用カードは交付しない。

(個人貸出しの期間)

第10条 個人に資料を貸出しする期間は、図書にあつては15日以内、映像資料にあつては8日以内とする。ただし、教育委員会は必要に応じて、その期間を短縮又は延長することができる。

2 貸出しを受けた資料を期間内に返納しないときは、貸出しを一定期間停止することができる。

(個人貸出しの制限)

第11条 個人に同時に貸出しできる資料は、5冊(点)以内(映像資料にあつては1人1点、1家庭2点以内)とする。ただし、教育委員会の許可を得たときは、この限りでない。

(団体貸出しの要件)

第12条 団体で資料の貸出しを受けられるものは、市内の学校、官公署、事業所その他の団体で教育委員会が適当と認めるものとする。

2 資料の館外利用をしようとする団体の構成人員は、10人以上とする。

(団体貸出しの手続)

第13条 団体で資料の貸出しを受けようとするときは、団体図書貸出申請書(第3号様式)に所定の事項を記入し、教育委員会に提出して、承認を受けなければならない。

(団体貸出しの期間)

第14条 団体に資料を貸出しする期間は、1月以内とする。ただし、教育委員会は必要に応じて、その期間を短縮又は延長することができる。

2 貸出しを受けた資料を期間内に返納しないときは、貸出しを一定期間停止することができる。

(団体貸出しの制限)

第15条 団体に同時に貸出しできる資料は、図書その他の資料をあわせて30点以内とする。ただし、教育委員会の許可を得たときは、この限りでない。

(貸出しの禁止)

第16条 次に掲げる資料は、貸出しをしない。

- (1) 貴重図書、郷土資料、辞書、事典、目録、法規類、官報及び新聞
- (2) 館内において特に閲覧の多い図書
- (3) 寄託者が貸出しを承認しないもの
- (4) 未装丁の雑誌類及び破損しやすい図書類
- (5) その他教育委員会が貸出しを不相当と認められたもの

(特別貸出し)

第17条 前条の規定にかかわらず、公務、学術研究その他特別の事情のため、教育委員会が必要と認めるときは、貸し出すことができる。

(寄贈の方法)

第18条 図書館に資料を寄贈しようとするものは、寄贈目録を添えて、教育委員会に申し出るものとする。

(寄託の方法)

第19条 図書館に資料を寄託しようとするものは、寄託目録を添えて、教育委員会に申し出るものとする。

(資料の返還)

第20条 寄託した資料は、寄託者の要求により、返還するものとする。

(損害の免責)

第21条 寄託した資料が、天災その他不可抗力により、滅失、破損又は汚損したときは、教育委員会はその責めを負わない。

(図書館協議会)

第22条 条例第9条第1項の規定に基づき設置する善通寺市立図書館協議会(以下「協議会」という。)

に、委員長を置く。

2 委員長は、委員のうちから互選する。

3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理する。

(会議)

第23条 協議会の会議は委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日教委規則第2号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(善通寺市立図書館条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この規則の施行の際現に提出されている利用カード申込書は、第2条の規定による改正後の善通寺市立図書館条例施行規則(以下「新規則」という。)の相当様式により提出されたものとみなす。

4 この規則の施行の際現に交付している利用カードは、新規則の相当様式により交付したものとみなす。

第1号様式 (第5条関係)

第2号様式 (第5条関係)

第3号様式 (第13条関係)